

令和5年5月1日

区内介護サービス事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部  
介護保険課長 風間 康子  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年5月8日以降の対応について(依頼)

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策に、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。併せて、各事業所における新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止対策についてご尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、感染症法に基づき、患者に対し外出自粛を要請することはありません。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」(令和5年4月14日付け 厚生労働省老健局高齢者支援課・老健局認知症施策・地域介護推進課・老健局老人保健課事務連絡)で、感染症法上の位置づけ変更後における、高齢者施設等における従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の就業制限の考え方等が示されました。

この通知をご確認の上、それぞれの事業所において高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者が多く生活すること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に罹患した従事者の就業制限等の対応をご判断いただくこととなります。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 陽性者の入院等の対応

基本的に各医療機関においてご対応いただくこととなります。

そのため、各事業所で医療機関(嘱託医等)と陽性者の対応(診療、入院先の調整など)について、予めご調整ください。

2 高齢者施設等における感染対策等について

「高齢者施設等における感染対策等(介護保険最新情報 Vol.1146)」をご参照ください。

内容 : 日頃からの感染対策(マスクの着用、換気、面会)、感染者が発生した際の感染対策等

3 新型コロナウイルス感染発生時における練馬区の連絡先(第11版)

事業所の利用者と従事者の「陽性」が判明した場合は、練馬区に「連絡」をお願いいたします。

- ① 速やかに管轄の総合福祉事務所高齢者支援係(土日祝日は区代表電話受付センター)へ連絡
- ② 「陽性者ラインリスト」を平日に提出  
陽性者数が増えた場合は、都度追記し、ご提出ください。

#### 4 「陽性者ラインリスト」の記載内容等の変更

【変更前】療養期間

【変更後】「外出を控えることが推奨される期間」「ハイリスク者との接触を控えることが推奨される期間」

#### 5 5月7日までの「濃厚接触者」への対応について（「7 ①」からの抜粋）

Q4: 家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はお自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。

#### 6 送付資料

- ① 新型コロナウイルス感染発生時における練馬区の連絡先(第11版)
- ② 陽性者ラインリスト

#### 7 区ホームページでご確認いただく資料

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る新型インフルエンザ等感染症から5類感染症への移行関連

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html>

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」(令和5年4月14日付け 厚生労働省老健局高齢者支援課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)
- ② 高齢者施設等における感染対策等(令和5年4月18日付け 介護保険最新情報 Vol.1146)

【参考】コロナ5類移行にあたって変更のポイント

一般の方向け 検査や治療、宿泊療養等ご確認ください。

[https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/hoken/kansensho/2019-nCoV/corona\\_category5/point.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/hoken/kansensho/2019-nCoV/corona_category5/point.html)

<問合せ先> 介護保険課事業者運営推進係 電話 03-5984-4589(直通)